

三井倉庫グループ人権方針

三井倉庫グループは、「パーパス」として「社会を止めない。進化をつなぐ。」とうたい、企業活動における社会的使命を明らかに示しています。三井倉庫グループは、社会におけるすべての人々の尊厳が守られ権利が尊重されることが、「パーパス」の実現に当たっての不可欠な要素の一つであると位置づけています。かかる基本姿勢のもと、三井倉庫グループにおける人権の尊重に関する考え方を明確にするため、「三井倉庫グループ人権方針」（以下「本方針」といいます）をここに定めます。

三井倉庫グループは、本方針に則り、事業活動全体において、あらゆるステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしてまいります。

1. 本方針の位置づけ

本方針は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、三井倉庫グループの事業活動における人権尊重への取組みに関する最上位の方針として策定しています。

2. 人権尊重に関連する国際規範及び法令の尊重及び遵守

三井倉庫グループは、「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」並びに「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD の「多国籍企業行動指針」等の人権に関する国際規範を支持・尊重し、その実践に向けて取り組みます。

また、三井倉庫グループは、事業活動を行う国・地域において適用されるすべての法令及び規制を遵守します。国際的に認められた人権規範と各国や地域の法令及び規制の矛盾に直面した際には、国際的に認められた人権規範を最大限尊重するための方法を追求していきます。

3. 適用範囲

本方針は、三井倉庫グループのすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、派遣社員を含みます）に適用します。

また、三井倉庫グループは、サプライチェーンを構成する取引先を含むすべてのビジネスパートナーの皆様におかれましても、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

4. 人権尊重に対する三井倉庫グループの責任

三井倉庫グループは、事業活動を通じて直接又は間接的に、ステークホルダーの人権に影響

を及ぼす可能性があることを理解しています。

三井倉庫グループは、強制労働及び児童労働の禁止、あらゆる差別の禁止、ハラスメントの禁止、安全な労働環境の提供、適正な労働時間管理、外国人労働者の権利保障を含む責任ある労働慣行その他一切の国際的に認められたステークホルダーの人権について、自らの事業活動において侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には是正に向けて適切に対処することを約束します。また、社外の関係者（サプライチェーンを構成する取引先を含むすべてのビジネスパートナーの皆様を含みます）が人権への負の影響の発生に関与している場合には、影響力を行使することで、人権を尊重し侵害しないための適切な対応をとるよう働きかけを行うなど、間接的にも人権侵害に加担ないし関与することがないように努めます。

5. 人権デュー・ディリジェンスの実施

三井倉庫グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。また、その効果を高めるため、問題点があれば、適時適切に改善していきます。

なお、人権デュー・ディリジェンスには、事業活動やサプライチェーンにおける人権への実際の又は潜在的な負の影響を特定して防止と軽減の取組みを継続的に遂行していくこと、また実施した措置を社内プロセスに統合していくことが含まれ、さらにはそれらの措置の効果を追跡評価すること、及びそれらの取組みを対外的に説明することが含まれます。

6. 是正・救済

三井倉庫グループが人権に対する負の影響を引き起こした、負の影響を助長した、その他負の影響に関与したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じて、その是正、救済に取り組めます。

また、三井倉庫グループは、国内及び各地域で設置されている相談窓口を拡充し、実効性のある救済メカニズムの整備を進めています。

7. 教育・研修

三井倉庫グループは、本方針が事業活動全体に定着するように、必要な手続の中に本方針の考えを反映するとともに、三井倉庫グループのすべての役員・従業員が本方針について十分な理解を得るために必要な教育・研修を実施します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

三井倉庫グループは、実際の又は潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を継続的に行います。

9. 情報の開示

三井倉庫グループは、本方針に基づく人権尊重の取組みについて、定期的に開示します。

10. 人権方針の継続的な見直し

三井倉庫グループは、社会の変化や事業の動向などにより、取り組むべき具体的な課題が変化していくことを理解し、人権尊重への取組みを深化させていくため、ステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を行った上で、継続的に本方針の見直しを図っていきます。

本方針は、三井倉庫ホールディングス株式会社の取締役会において承認されています。

2022年7月25日

三井倉庫ホールディングス株式会社